

地方公会計財務書類作成支援業務仕様書（案）

1. 業務名

地方公会計財務書類作成支援業務

2. 業務の目的

本市は、平成 27 年 1 月 23 日の総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」による統一的な基準に基づく平成 28 年度決算の財務書類等の作成に向け、現在その準備を進めているところである。

本業務の目的は、当支援業務を通じて統一的な基準による地方公会計財務書類を作成することで、本市におけるフロー及びストック情報を適切に把握し、またそれらに関する財務指標について他の地方自治体と比較分析を行うことで、本市における中長期的な財政運営への充実した活用を可能とするところにある。

3. 契約期間

契約締結日翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

- (1) 統一的な基準による平成 28 年度決算の一般会計等財務書類作成支援
一般会計等財務書類作成における支援及び注記・附属明細表の作成支援。
- (2) 統一的な基準による平成 28 年度決算の全体・連結財務書類作成支援
連結団体組替表、連結相殺仕訳集計表、連結精算表の各様式作成と提供。
全体・連結財務書類作成における支援。

5. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗に関して、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 原則として再委託は禁止とする。

6. 成果品

- (1) 業務が完了した時は、所定の業務完了届及び成果品を提出し、本市の検査を受けること。

- 検査において、本市から訂正等を指示された場合には、直ちにこれを訂正すること。
- (2) 業務完了期限前であっても、本市があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。
 - (3) 業務の完了後において、受託者の責に帰す業務の瑕疵が発見された場合には、本市の指示に従いこれを是正すること。
 - (4) 本業務における成果品は以下のとおりとする。
 - ① 地方公会計財務書類作成支援業務報告書
 - ② 公表用財務書類資料
 - ③ 連結団体組替表
 - ④ 連結相殺仕訳集計表
 - ⑤ 連結精算表
 - (5) 本業務に基づいて作成された成果品は、すべて本市に帰属する。本市の許可なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。

7. 支払い条件

業務完了後、一括払いとする。

8. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務実施に関し疑義が生じた場合は、本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (2) 本市が所有し業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとする。なお、貸与された資料はリストを作成の上提出し、業務完了後速やかに本市に返却するものとする。

以 上